

すべての住宅に火災警報器の設置が 法律により義務づけられます。

設置が必要となる時期は？

・既存住宅の場合

平成23年6月から適用されます

・新築住宅の場合

平成18年6月1日より適用されています

**火災警報器を設置し、火災を早期発見！
逃げ遅れを防ぐ！**

最近の住宅火災による死者数の急増などで消防法が改正となり、すべての一般住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

建物火災による死者数のうち、住宅火災による死者数が9割を占め、そのうち約7割が逃げ遅れによるものです。逃げ遅れないためには、火災に早く気づくことが必要であり、そのために火災警報器が役立ちます。すでにアメリカやイギリスなどでは住宅用火災警報器などの設置が義務づけられており、住宅火災の死者数が半減するなど大きな効果をあげています。

このようなことから、住宅用火災警報器は火災をいち早く発見し、あなたやあなたの家族の命を守ります。義務とは思わず、自分や家族のためにぜひ、設置しましょう。

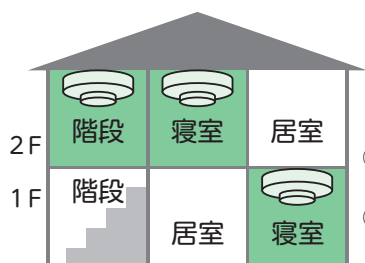
○住宅用火災警報器などの設置により、死者が3分の1程度に減少しています。

○町普及率 設置41%、一部3%、未設置56%
(平成22年11月)

2階建て

ケース4

※2階建ての設置例
(寝室が1階・2階に各1室の場合)

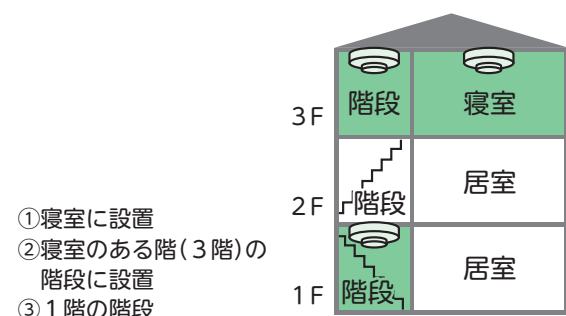


- ① 1階・2階の寝室に設置
- ② 寝室のある階(2階)の階段に設置

3階建て

ケース5

※3階建ての設置例
(寝室が3階に1室のみの場合)



- ① 寝室に設置
- ② 寝室のある階(3階)の階段に設置
- ③ 1階の階段

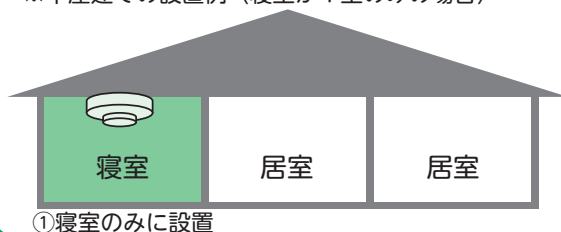
目で見る設置場所

は、住宅火災警報器

1階建て

ケース1

※平屋建ての設置例(寝室が1室のみの場合)

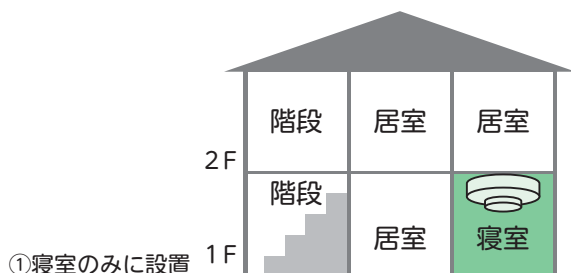


- ① 寝室のみに設置

2階建て

ケース2

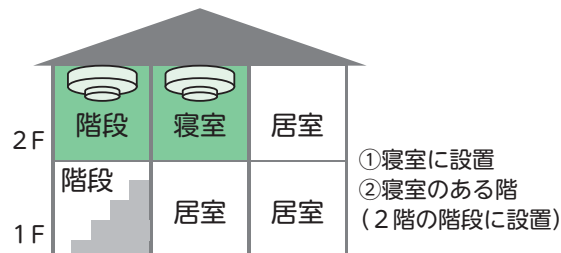
※2階建ての設置例(寝室が1階に1室のみの場合)



- ① 寝室のみに設置

ケース3

※2階建ての設置例(寝室が2階に1室のみの場合)



- ① 寝室に設置
- ② 寝室のある階(2階)の階段に設置

